

松戸市工事成績評定要領

(目的)

第1条 本要領は、松戸市工事検査要綱第11条の規定に基づき、工事成績評定の作成並びに評定結果の受注者への通知に関する事項を定めることにより、松戸市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の適正かつ効率的な施工を確保し工事に関する技術水準の向上に資するとともに、受注者の適正な選定及び指導育成を図ることを目的とする。

(評定の方針)

第2条 評定は、前条に示す目的を果たすため厳正かつ公正に行わなければならない。

(評定の区分)

第3条 評定は、松戸市が発注する1件の工事ごとに行い、次の各号により行うものとする。

- (1) 1件の請負代金額が500万円以上の工事の場合
工事成績評定等実施要領(1)による。
- (2) 1件の請負代金額が500万円未満の工事の場合
工事成績評定等実施要領(2)による。

(評定者)

第4条 成績評定を行う者（以下「評定者」という。）は、監督職員、工事担当班長及び検査職員とする。

(成績評定結果の閲覧)

第5条 評定の結果について、当該工事の受注者に通知後、行政資料センターにおいて閲覧に供するものとする。

- 2 閲覧の内容は、工事名、受注者名、請負金額及び成績評定点とする。
- 3 閲覧の期間は、工事の完成検査日の翌月末から2年を経過する日の年度末までとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成10年4月1日から施行する。

(工事成績評点要領の廃止)

- 2 工事成績評点要領（昭和54年4月1日）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 本要領は、平成25年度以降に契約した建設工事とし、平成25年4月1日前に契約したものは、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。